

鳥取県告示第372号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年6月28日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エヌ・ピー・ラボ	訪問介護事業所エルスリー鳥取	鳥取市富安二丁目151-1	平成23年6月23日	介護予防訪問介護